

Ⅲ 生活指導関係規定

生徒心得

本校では、諸君が伊志田高等学校の生徒としての誇りをもち、学校での様々な活動を通して立派にたくましく成長していくことを願うものである。そして学校という共同生活の場で皆さんが日々の高校生活を楽しみ、互いに協力し合い、自己を磨いていけるよう願って、以下に示すようなきまりが設けられている。

1. 基本的事項

- (1) 本校生徒としての誇りと自覚をもち、心身共に健康な人間となることに努める。
- (2) 学校生活は団体生活であることを自覚し、他人の迷惑になることや、集団の秩序を乱すような行為は厳につつしむ。
- (3) 学習は生徒の本分である。常に自主的な学習に努め、学力の充実を心掛けねばならない。

2. 登下校

- (1) 交通機関の混雑等を考慮し、余裕を見て家を出るようにする。
- (2) 交通法規を守り、事故のないよう注意すると共に、本校の生徒としての品位の保持を心掛ける。
- (3) 自転車通学の者は所定の様式により届け出て、その許可を受ける。
- (4) 登下校（校外における学校行事、クラブ活動などを含む）における原動機付自転車の運転、及び自動二輪車、普通自動車の運転は禁止する。なお、その他の時でも、制服着用による運転・乗車は登下校のそれとみなす。送迎は保護者または保護者に認められた者が運転する場合に限る。
- (5) 始業時刻、下校時刻は次のように定める。
登校 8:30
下校 19:00
- (6) 登校後の外出は原則として認めない。やむを得ず外出する場合は担任の許可を受ける。

3. 授業

- (1) 始業合図までに着席し、教科書・ノートを開いて授業を受ける態勢に入る。係の号令により挨拶をし、定められた服装で授業を受ける。
- (2) 委員・日直等は先生との連絡を密にし、学習活動が円滑に行われるようにする。
- (3) 自習時間には所定の場所で監督の先生の指示によって静かに自習する。

4. テスト

テストに際しては、平素の勉強の成果を十分発揮できるよう心掛ける。

- (1) テスト監督の先生の指示に従う。
- (2) 不正行為及び不正行為と疑われる行為はしてはならない。
- (3) 出席番号順に着席する。
- (4) 携帯電話は電源を切り、カバンに入れる。
- (5) 必要品以外はカバンに入れ、教室の前後に置く。
- (6) テスト終了のチャイムが鳴ったら直ちに筆記用具を置き、最後尾の生徒は出席番号順に答案を集める。

5. 礼儀・交際

- (1) 常に礼儀をもって人に接するように心掛ける。
- (2) 先生や生徒相互間において挨拶をする。来客に対して失礼のないよう心掛ける。

- (3) 交際は明るい態度で行い、周囲に不快感を与えないよう行動をする。
- (4) 生徒同士での金銭の貸借・徴収等の販売などを行ってはならない。

6. 所持品等

- (1) 生徒証は常に携帯する。
- (2) 所持品には可能なものについては、必ず記名をしておく。
- (3) 盗難・紛失または拾得したときは必ず担任又は生活指導Gの遺失物係の先生に届け出る。

7. 諸届等

- (1) 身分上の変更のある場合は直ちに学級担任に申し出て所定の用紙により届け出る。
- (2) 欠席、遅刻、早退、外出等の場合はその都度すみやかに所定の用紙に記入し、保護者押印の上担任に提出する。または、電話等により事前に連絡する。なお、病気欠席が長期に及ぶ場合は医師の診断書又は証明書を提出する。
- (3) 学校感染症により欠席する者は出席停止となる。学校感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症及び結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎などである。治癒後、登校する際には、学校所定の用紙を保健室で受け取り、担任に提出する。
- (4) 生徒の忌引は願い出により継続して次の期間まで認められる。
父母 7日、 祖父母・兄弟姉妹 3日、 伯叔父母 1日、 曾祖父母 1日
- (5) 身体的理由等によりやむを得ず異装によって登校・生活する場合は、所定の異装願を出して許可を得る。
- (6) 学割を申請する際は、旅行届を担任へ提出する。
- (7) 印刷物の発行、掲示、ポスター、募金等は事前に担任及び生徒活動Gの先生を通じて学校長の許可を得る。
- (8) 外来者との面会は学級担任の許可を得て行う。
- (9) 自転車通学する者は、所定の用紙により届け出る。

8. 公共物の使用

- (1) 校具等の使用は常に大切に行い、乱暴乱雑にならないようにする。
- (2) 校具等を誤って破損したときは直ちに関係の先生に届け出てその指示に従う。
- (3) 特別に校舎・校具等を使用する場合は、事前に担任を通じて関係の先生の許可を得てその指示に従う。
- (4) 無断で火気など危険物を扱ってはならない。

9. 校外生活など

- (1) 法令に定める立入禁止施設へは入らない。
- (2) いかなる場合でも暴力を行使してはならない。
- (3) 校内外を問わず飲酒・喫煙・薬物乱用等の触法行為は厳禁する。
- (4) 交通安全に心掛け、常に事故から身を守ることに留意する。万一事故が発生したときは直ちに担任に申し出る。
- (5) 夜10時以降は特に用事がない限り外出しない。
スマートフォンやインターネットを使った悪質な犯罪がおこっているので十分注意する。
さらに、他人の個人情報第三者に勝手に公開してはならない。また、個人名をあげるなどいじめにつながる書き込み、サイト等にはアクセスしないこと。

服装規定

1. 制服

- (1) 学校で指定した制服から選択し、着用する。各制服の所定の位置に校章をつける。シャツは白無地のワイシャツ又は開襟シャツ、ブラウスとする。
- (2) シャツの代わりに白無地のポロシャツも着用可とする。
- (3) 5月上旬頃から11月中旬頃までを夏季期間とし、それ以外の期間を冬季期間とする。
- (4) 夏季期間は冬服と夏服のいずれも可とする。冬季期間は学ラン・ブレザーを原則着用する。
- (5) セーター、カーディガン、ベストを着用する場合、校章は必ず見えるよう所定の位置につける。

2. 髪形

- (1) 運動や学習活動の妨げにならないようにする。
- (2) 不必要なパーマネントウェーブ、染色、脱色等はしない。

3. 服装・その他

- (1) スカート丈は極端に長くしたり短くしたりしない。
- (2) オーバーコート、レインコートは制服の上に着用する。
- (3) セーター、カーディガン、ベストを着用する場合は無地で黒・白・紺・茶を基調とする。
- (4) イヤリング、ピアス、ブレスレット、指輪、マニキュア、ネックレス、化粧、フェイスシール、フェイスペイント等は禁止する。
- (5) 上履きは指定された学年色のものを使用する。

生活規定

- (1) 余裕をもって登校する。
- (2) SHR以後に登校したものは、次の記載順で教室に行く。

生徒 → 職員室 → 教室 → 担任に連絡

遅刻届に記入し、授業担当の先生
担任又は学年の先 に届を渡す。
生の印をもらう。

- (3) 遅刻、早退、欠席は必ず担任に事前・事後に理由を連絡する。
- (4) 通学路を守る。
- (5) ロッカーは各自で管理する。
- (6) 更衣室に私物等を置いてはいけない。
- (7) 自転車通学者は届出許可制とする。
- (8) 休業日・長期休業中に登校し、校舎内に立ち入る場合には、事務室の登校者名簿に名前を記入し、事務室前から校舎内に入る。(学習室は9:00～16:30までの利用とする)